

相談窓口 (無料)

☎=予約など申し込み用電話番号 ㊦=問い合わせ用電話番号 ㊧=電話での相談ができる電話番号

相談名	日時/申込み・問合せ	場所
総合相談窓口	火～土曜日 9:00～16:00 (受付時間) ☎㊧ 福祉会館 ☎079 (430) 6000	福祉会館
地域ふれあい介護相談	毎日、下記の各事業所で相談を伺っています あっぱるグループホーム播磨 ☎078 (944) 1799 CHIAKIほおずき播磨 ☎078 (949) 1566 小規模多機能型居宅介護みんなの家 ☎079 (437) 1002 あえの里式番館 ☎079 (436) 6001 ゆとり庵 大中 ☎079 (441) 2770	
福祉相談	7月15日(水)、29日(水) 13:30～16:00 ㊦播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712 民生委員・児童委員がご相談を伺います	福祉しあわせセンター
障がい者相談員相談	知的障がい者(児)相談 毎月第2火曜日 精神障がい者(児)相談 13:00～14:30 (祝日は振替) 発達障がい者(児)相談 身体障がい者(児)相談 毎月第4土曜日 10:00～11:30 (祝日は振替)	福祉会館
障害福祉なんでも相談室(予約が必要)	知的障害 毎週火曜日 精神障害 毎週金曜日 身体障害 毎週金曜日 10:00～12:00 (祝日を除く) ㊦㊧総合相談窓口 ☎079 (430) 6000 社会福祉士などの資格をもつ専門家が伺います	福祉会館
母子父子家庭相談(予約が必要)	7月3日(金)、31日(金) 10:00～15:00 ㊦㊧福祉グループ ☎079 (435) 2362	福祉グループ
子育て相談	毎週月～土曜日(祝日を除く) 10:00～16:00 ㊦北部子育て支援センター ☎078 (944) 0717 ㊦南部子育て支援センター ☎079 (437) 4188	
臨床心理士による子育て相談(予約が必要)	7月9日(木) 13:00～15:00 ㊦北部子育て支援センター ☎078 (944) 0717 7月16日(木) 13:00～15:00 ㊦南部子育て支援センター ☎079 (437) 4188	
主任児童委員による子育て相談	7月27日(月) 13:30～16:00 ㊦播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712	福祉しあわせセンター
子どもの悩み相談	月・火・木・金曜日 9:00～16:00 ㊦㊧ふれあいルーム ☎079 (437) 4141 播磨町教育委員会内の相談室です	ふれあいルーム(第2庁舎)

相談窓口 (無料)

☎=予約など申し込み用電話番号 ㊦=問い合わせ用電話番号 ㊧=電話での相談ができる電話番号

相談名	日時/申込み・問合せ	場所
法律相談(予約が必要)	7月7日(火)、21日(火) 10:00～12:00 7月13日(月)、27日(月) 18:00～20:00 ㊦中央公民館窓口(電話での予約はできません。窓口にお越しください) ㊦企画グループ ☎079 (435) 0356	中央公民館
心配ごと相談	毎週火曜日(祝日を除く) 13:00～16:00 ㊦播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712	福祉しあわせセンター
行政相談	7月27日(月) 9:30～11:30 ㊦企画グループ ☎079 (435) 0356	中央公民館
人権相談	7月9日(木) 13:00～15:00 ㊦播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712 播磨町人権擁護委員がご相談を伺います	福祉しあわせセンター
消費生活・多重債務相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15 ㊦神戸市地方方法務局加古川支局 ☎0570 (003) 110 (全国共通ナビダイヤル)	神戸市地方方法務局加古川支局
消費生活・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日を除く) ㊦㊧播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999	住民グループ(⑥番窓口)
司法書士による多重債務相談(予約が必要)	7月9日(木) 13:30～15:30 ㊦㊧播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999	中央公民館
納税相談	毎月第4日曜日 9:00～12:00 ㊦税務グループ ☎079 (435) 0358 直接、お越しください(休日のため、中央公民館側通用口をご利用ください)	税務グループ
税理士会の税務相談(予約が必要)	毎週火曜日 13:30～16:30 ㊦㊧近畿税理士会加古川支部 ☎079 (421) 1144	加古川税理士会館
税務相談(予約が必要)	7月3日(金) 13:00～15:00 ㊦㊧播磨町商工会 ☎079 (435) 1630 商工業者のための税務相談	播磨町商工会館
起業・開業相談(予約が必要)	7月10日(金) 13:00～15:00 ㊦㊧播磨町商工会 ☎079 (435) 1630 開業予定者及び開業まもない人のための相談	播磨町商工会館

地域で手早く情報を共有する方法は？ オンラインでの情報発信

緊急事態宣言が解除されて以降も、地域での行事や会議が開催しにくい状況が続いています。以前、こんな問い合わせがありました「回覧板や掲示板以外で情報を早く知らせたり、広報をする方法はないでしょうか?」。実は地域でもスマホやオンラインを使った情報発信・共有が増えています。

LINEを使った地域でのコミュニケーション

新型コロナウイルス感染症による自粛期間中、自治会等の総会は書面表決で行われました。これまでは、集まって話し合うことで情報を共有していましたが、これからは、会わずにできるコミュニケーションが注目されています。

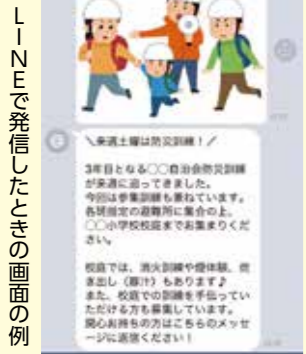
自治会活動でもスマホを活用してできることがたくさんあります。例えば、情報発信方法の一つとして、「LINE公式アカウント」の活用があります。これは個人が使うLINEとは別の、団体専用アプリで情報発信します。そのため、個人のプライバシーを保護したまま団体としての情報発信が可能です。設定によっては情報によって

緊急事態宣言が解除されて以降も、地域での行事や会議が開催しにくい状況が続いています。以前、こんな問い合わせがありました「回覧板や掲示板以外で情報を早く知らせたり、広報をする方法はないでしょうか?」。実は地域でもスマホやオンラインを使った情報発信・共有が増えています。

LINEを使った地域でのコミュニケーション

新型コロナウイルス感染症による自粛期間中、自治会等の総会は書面表決で行われました。これまでは、集まって話し合うことで情報を共有していましたが、これからは、会わずにできるコミュニケーションが注目されています。

自治会活動でもスマホを活用してできることがたくさんあります。例えば、情報発信方法の一つとして、「LINE公式アカウント」の活用があります。これは個人が使うLINEとは別の、団体専用アプリで情報発信します。そのため、個人のプライバシーを保護したまま団体としての情報発信が可能です。設定によっては情報によって



【まちづくりアドバイザーとは】播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。

あんぜん・あんしん 暮らしのメモ帳



特別定額給付金(10万円)にかかると詐欺メールにご注意ください

事例 「給付金10万円を配布につきお客様のお住所確認」というタイトルのメールが届いた。携帯電話を通じて、国民の皆様へ配布していく」と書かれていてURLが貼り付けられていた。配布の方法は銀行振り込みもしくは、係の者がご自宅に伺う場合がある」とあるが本当だろうか。

【ひとこと助言】 市町村や総務省の職員になりすまして、メールや電話や自宅を訪問して「給付金を振り込むので銀行口座やキャッシュカードの番号を教えてください」との不審なメールや電話などの相談が全国で報告されています。

●役場や総務省の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●役場や総務省の職員が「特別定額給付金」のために手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。

●不審なメールが届いても添付されたURLなどにはアクセスしないでください。また、電話番号の記載があっても相手に電話をしないでください。万一連絡をとると大切な個人情報を聞き出される恐れがあります。

●10万円の給付金の関係で調査をしています。「給付金の受取手続きを代行します」との不審なメールの情報も寄せられています。不審なメールが届いても無視してください。

●もしかして?と不安になったらすぐに播磨町消費生活センターまでご相談ください。

●ご相談は...お電話(来所)でもご相談ください。ご来所の場合は、住民グループ⑥番窓口にお声がけください。

▼相談日時 祝日を除く毎週月・金曜日 午前9時～午後4時

※専門の相談員が相談に応じます。

▼電話相談・面談、相談予約 播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999